

令和 8 年度

宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務
企画提案募集要領

宮城県総務部職員厚生課

目 次

第 1 募集事項	1
1 業務の名称	
2 事業目的	
3 業務の内容	
4 契約履行期間	
5 事業費等	
6 業務の実施場所	
第 2 応募資格要件	2
第 3 スケジュール	3
第 4 企画提案応募手続等に関する事項	4
1 参加申込手続	
2 企画提案書作成等に係る質問の受付	
3 企画提案書等の提出及び要件等	
4 担当部局	
第 5 受託候補者の選定及び審査方法等に関する事項	5
1 受託候補者の選定方法	
2 選定時期及び選考結果の通知	
3 選定結果の公表	
4 審査基準・配点	
第 6 失格事由	6
第 7 契約の締結	7
第 8 その他の注意事項等	7

第 1 募集事項

1 業務の名称

宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務委託

2 事業目的

県では、県職員の福利厚生及び来庁者等の利便性向上のため、宮城県気仙沼合同庁舎内に「気仙沼合同庁舎食堂」を設置している。ついては、良質な食事及びサービス等を提供できる事業者を募集することとし、企画提案書等を総合的に評価する企画提案公募（プロポーザル方式）により受託候補者を選定するもの。

3 業務の内容

本業務は、資料 2「宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務仕様書（案）（以下「仕様書」という。）」のとおり、食堂において職員及び来庁者等に食事及び飲料等を提供・販売するものである。

4 契約履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

なお、現行受託事業者との契約期間が令和 9 年 3 月 31 日までであるため、出店準備は現行受託事業者の店舗撤去完了以降に行うものとし、本件募集・選定に係る食堂運営業務の契約満了に伴う店舗の撤去に要する期間は、契約期間に含むものとし、いずれも事前に県と協議すること。

5 事業費等

(1) 本事業の事業費等、県から受注者への支出は行わないこととする。

なお、事業者の提案により、本業務の事業活動収入から事業活動支出を差し引いた額に相当する金額の一部を契約料として受注者から県へ納付することは可能とする。

(2) 食堂の使用については、公有財産規則（昭和 39 年 3 月 30 日規則第 8 号）に基づき貸付けるものとし、貸付料は無料とする予定。

(3) 光熱水費等については、計量器（子メーター）により使用実績が判明する電気料及び上下水道料の実費相当分を徴収する。

支払い方法については、県から受注者に直接請求する。

〈参考〉光熱水料 年間 約 902 千円（令和 7 年度実績）

6 業務の実施場所

所在地 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 宮城県気仙沼合同庁舎 1 階

店舗面積 約 137.56 m²（ホール・厨房・荷受・更衣室・控室を含む）

店舗席数 最大 44 席

宮城県気仙沼合同庁舎内職員数 約 200 人（令和 8 年 4 月 1 日現在）

〈参考〉令和 7 年度実績 提供件数 9,023 件 売上 4,711,246 円（税抜）

第 2 応募資格要件

企画提案に応募できる者として必要な資格は、次のとおりとする。

なお、応募者が応募書類等の提出日以降に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- 1 本業務の事業目的及び契約の趣旨を理解し、出店に意欲ある者であること。
- 2 宮城県内に本店、支店又は営業所を有している法人であること。
- 3 宮城県内で飲食店を運営した実績があること。
- 4 宮城県内において、過去 1 年間に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- 5 本店が所在する都道府県及び宮城県の県税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- 6 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）第 1 項各号の規定に該当する者でないこと。
- 7 本事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成 9 年 11 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 9 本事業の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。
- 10 法人の役員に拘禁刑（刑法改正前の禁固刑を含む。）以上の刑に処され、その執行を終えていない者がいないこと。
- 11 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。
- 12 第 4 の 1(1)に記載の現地説明会へ参加している法人であること。

第3 スケジュール

本事業の事業者選定に係るスケジュールは、以下に示すとおりである。



第4 企画提案応募手続等に関する事項

1 参加申込手続

(1) 現地説明会の開催

ア 開催日時：令和8年8月20日（木）午後3時から

イ 開催場所：宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 宮城県気仙沼合同庁舎 1階

ウ 持参書類：現地説明会当日は「宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務仕様書」を持参すること。同資料は宮城県総務部職員厚生課ホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokuin/>）に掲載している。

資料1 宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務企画提案募集要領 ※本書

資料2 宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務仕様書(案)

資料3 宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務 各種様式

資料4 宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務に係る審査基準

エ 応募者1社につき2名までの参加とする。

オ 応募者は、令和8年8月18日（火）午後3時までに「宮城県気仙沼合同庁舎食堂現地説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、持参、郵送又は電子メールにより申し込むこと。

カ 現地説明会に参加しない場合は応募資格を得られないため、希望者は必ず参加すること。

キ 応募者多数の場合には複数回に分けて実施する場合がある。

(2) 参加申込の内容

参加に当たっては、次の書類を提出すること。

提出書類	備考
宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務参加申込書(様式2)	
法人の登記事項証明書	発行後3ヶ月以内のもの
本店が所在する都道府県及び宮城県の県税並びに消費税及び地方消費税に係る税の未納がないことを証する書類	〃
県内に本店、支店又は営業所を有していることを証する書類	公にされている会社概要パンフレット等
決算書(貸借対照表・損益計算書等)	直近2ヶ年(令和6・7年度)

ア 提出部数：原本各1部

イ 受付期間：令和8年8月20日（木）から9月1日（火）午後3時まで（必着）

ウ 受付時間：土・日・祝日を除く毎日 午前9時から午後5時まで

ただし、令和8年9月1日（火）は午後3時まで

エ 受付場所：4の担当部局に同じ。

オ 提出方法：持参、郵送（書留郵便やレターパック等の追跡可能な郵便物に限る。）又は宅配とする。

カ 受付期間終了後は、提出した関係書類の書換え及び差替えはできない。ただし、記載事実（事務所の住所等）に変更があったときは、速やかに「宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務参加申込書記載事項変更届」（様式3）により届け出ること。

キ 応募資格に係る審査結果は、参加申込者全員に文書で通知する。

なお、他者の応募状況及び審査結果に係る問い合わせは受け付けしない。

ク 参加申込書を提出しない場合は、応募を受け付けしない。

2 企画提案書作成等に係る質問の受付

企画提案募集要領等に関する質問は、「宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務質問書」（様式 4）に記載の上、電子メールにより提出すること。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び審査基準についての質問は、公平性の確保及び公正な審査の観点から一切受け付けない。

なお、提出に当たっては、電子メールの件名の先頭に【気仙沼合同庁舎食堂業務質問事項】と記載すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 4 日（火）から 8 月 25 日（火）午後 3 時まで（必着）

(2) 提出先

4 の担当部局に同じ。

(3) 回答方法

各質問に対する回答は、令和 8 年 8 月 27 日（木）までに県のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ電子メールにて回答する。

(4) その他

応募者以外からの質問及び受付期間終了後の質問は受け付けしない。

3 企画提案書等の提出及び要件等

応募者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。ただし、提案は 1 者 1 提案に限る。

(1) 提出書類・部数

宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務企画提案書（様式 5） 1 部

応募に係る関係書類 各 1 部

企画書類（様式 6） 10 部

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 3 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送（書留郵便やレターパック等の追跡可能な郵便物に限る。）又は宅配により提出するとともに、電子メールにより、電子データも提出すること。

4 担当部局

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県行政庁舎 6 階

宮城県総務部職員厚生課企画管理班

（電話）022-211-2241 （E-mail）syokug@pref.miyagi.lg.jp

第 5 受託候補者の選定及び審査方法等に関する事項

1 受託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、企画提案書に基づく書面審査を実施し、総得点（各委員が付けた点数を合計した点数）が満点の6割以上の企画提案者の中から、最高順位を付けた委員数が最も多い企画提案者を受託候補者として選定する。

なお、企画提案者が1者の場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、受託候補者として選定する。

2 選定時期及び選考結果の通知

選定結果は、令和8年10月中旬に企画提案者全員に文書で通知する。

なお、審査・選考結果に関する質問には一切応じない。

3 選定結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された受託候補者以外は、評価点を特定できないよう配慮する。

4 審査基準・配点

資料4「宮城県気仙沼合同庁舎食堂運営業務に係る審査基準」に記載の審査項目及び配点（各委員の持ち点：合計100点）により行う。

第6 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 提案内容に虚偽や重大な欠落があるなど、本募集要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「企画提案辞退届」（様式7）を提出すること。また、企画提案書提出後から開店までの間に応募資格要件を満たさなくなった場合も、「企画提案辞退届」（様式7）を提出すること。
- (2) 企画提案辞退届の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書の再提出は、企画提案書の提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差替えは認めないので、一式を第4の3(1)記載の部数再提出すること。
- (4) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- (5) 受託候補者が次の事項に該当するときは、受託候補者の決定を取消すことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にできないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、受注者としてふさわしくないと認められるとき。
 - ウ 受託候補者が応募資格要件を満たさなくなったとき。

第 7 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

1 受注者の決定

選定委員会において決定した受託候補者と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を行うため、見積書を徴収し、契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約を締結できない場合は、他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行い、最終的に交渉が成立した企画提案者を受注者とする。

2 契約書及び業務の仕様の確定

- (1) 契約書は、県と受注者で協議の上作成する。
- (2) 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

第 8 その他の注意事項等

1 企画提案に関する条件等

- (1) 本提案に要する一切の費用（企画提案書の作成、説明会に要する経費等）は、応募者の負担とする。
- (2) 応募者は、県から受領又は閲覧した公募に係る資料等について、県の了解なく公表又は使用してはいけない。
- (3) 応募者は、企画提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた損害に対して責任を負う。
- (4) 提出書類に記載された個人情報、受託候補者の選定、審査その他の審査手続を実施する目的以外に、応募者に無断で使用しない。
- (5) 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- (6) 県が提示する募集要領等の著作権は、県に帰属し、応募者が提出した書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- (7) 県は、開店のための手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類の複製を作成することができるものとする。また、選定手続の経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、提供書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (8) 応募者が無かった場合、応募者全員が失格した場合又はすべての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめる場合がある。

なお、これにより応募者が被ったいかなる損害についても、県はその責を負わない。

2 契約に関する条件等

- (1) 本事業の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と受託候補者間で協議の上、契約書及び仕様書等を作成するものとする。
- (2) 機密の保持

受注者は、本事業を通じて知り得た情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の法令を遵守しなければならない。

3 その他

- (1) 受注者は、本食堂運営に関するすべての事項について一切の責任を負う。
- (2) 本食堂運営に関して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任及び負担において解決すること。
- (3) 施設内の改修等を行う場合は、受注者の負担とし、事前に県と協議すること。
- (4) 本提案募集の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- (5) 本事業について訴訟の必要が生じた場合は、県の本庁舎所在地を管轄する仙台地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。